

病床における身体拘束率

【指標の説明】

精神保健福祉法において、身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとされています。施設や医療機関などで、患者を、「治療の妨げになる行動がある」、あるいは「事故の危険性がある」という理由で、安易にひもや抑制帯、ミトンなどの道具を使用して、患者をベッドや車椅子に縛ったりする身体拘束、身体抑制は慎むべきものです。

【定義・計算方法】

$$\frac{\text{分母のうち物理的身体拘束を実施した患者延べ数}}{\text{病床入院患者延べ数}} \times 100 (\%)$$

【データ収集期間】

3ヶ月毎

【データ抽出方法】

分子：看護情報一覧 / 分母：医事統計

【値の解釈】

プロセス / より低い値が望ましい

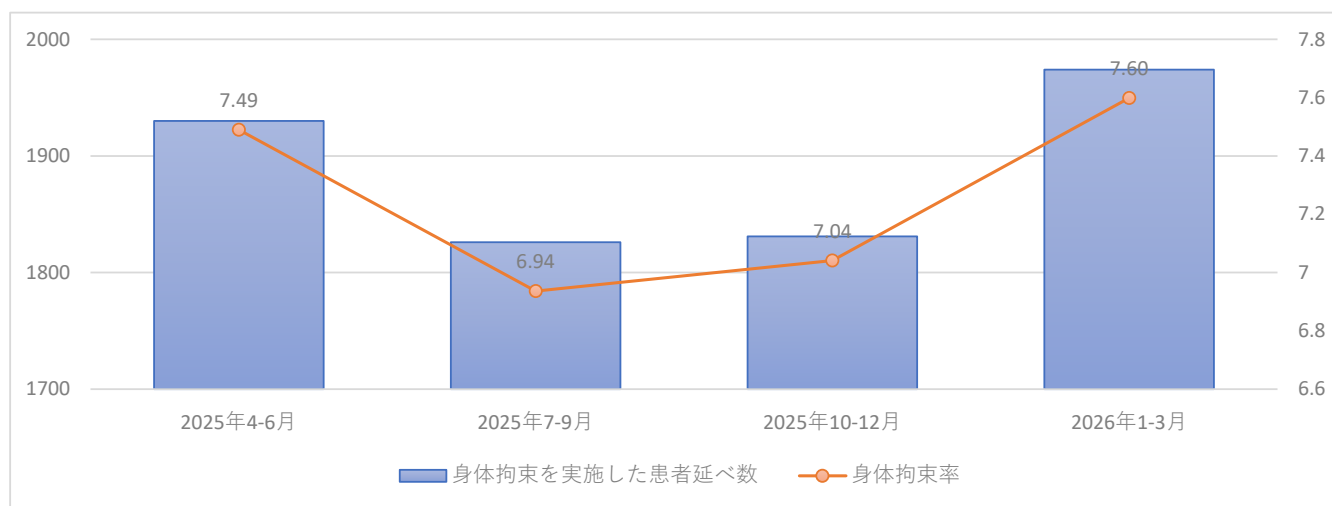
【当院の物理的身体拘束の定義】

- 1.徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2.転落しないように、ベッドに体幹四肢をひも等で縛る。
- 3.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 4.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 5.車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 6.立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 7.脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 8.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

【具体的な例】

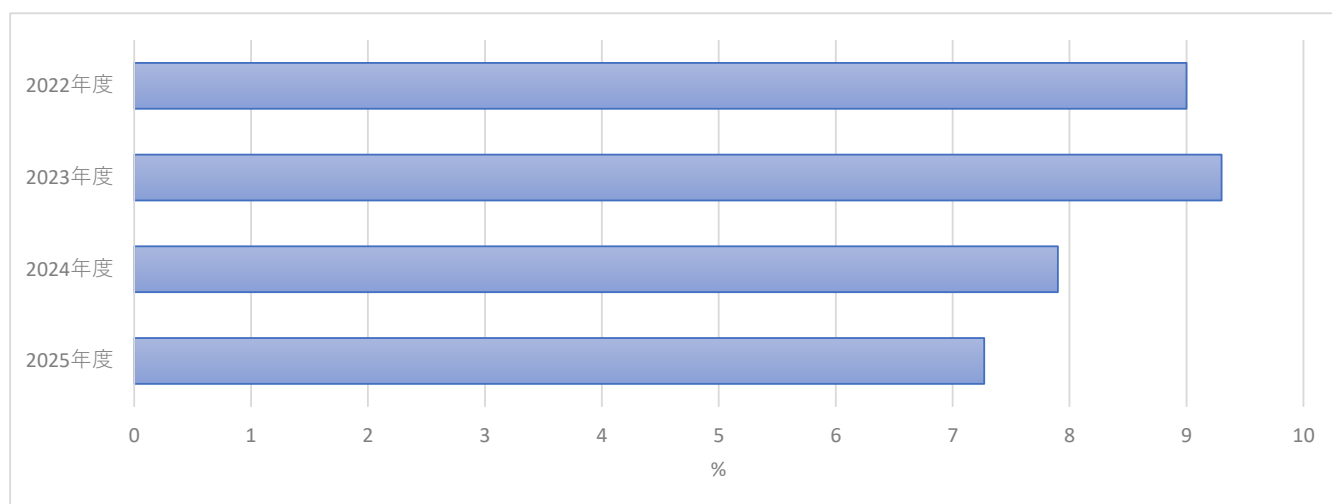
身体拘束：抑制衣、安全ベルト、ミトン、抑制帯

※身体抑制を含まない、物理的身体拘束を定義としています。



※2025年度よりデータ抽出方法が変更になっています

【年次推移】



※2025年度よりデータ抽出方法が変更になっています